

学校いじめ防止基本方針

《ダイジェスト版》



伊勢原市公式
イメージキャラクター
クルリン

伊勢原市立成瀬小学校

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
 - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査（随時）
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①スクールカウンセラーの活用 ②いじめ相談窓口の設置
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

（３）いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇氣を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、伊勢原市教育委員会及び伊勢原警察署等と連携して対処します。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断とすることはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

（４）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、年間３回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

（１）「いじめ防止対策委員会」の構成

管理職、教務担当、児童指導部、教育相談担当者
教育相談コーディネーター、養護教諭、ＳＣ 等

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応

- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

- ・ 名称は「成瀬小学校重大事態調査会」とします。
- ・ 調査組織の人選については、
 - (ア) 学校に常設する「いじめ防止等の対策のための組織」から校長
 - (イ) 保護者代表としてPTA会長、副会長
 - (ウ) 第三者として民生委員児童委員、主任児童委員、青少年相談室補導員等
 - (エ) 児童に寄り添う観点から市のSC、市のSSW等
 - (オ) 事務として指導主事

いじめの事案によって上記(ア)～(オ)の中から柔軟に人選する

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

伊勢原市教育委員会を通じて市長に報告し、伊勢原市教育委員会が設置する「伊勢原市いじめ問題専門調査会」により調査を実施します。

- ・ 名称は「伊勢原市いじめ問題専門調査会」とします。

※ 構成員については、伊勢原市教育委員会に一任し、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(3) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報の提供・説明
- ・ 伊勢原市教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・ いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組みに関すること



伊勢原市立成瀬小学校いじめ防止基本方針平成26年3月策定

伊勢原市立成瀬小学校いじめ防止基本方針《ダイジェスト版》平成27年9月発行

伊勢原市立成瀬小学校いじめ防止基本方針《ダイジェスト版》毎年度写真変更

平成30年4月：基本方針の改定に伴い一部変更